

宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)に係るパブリック・コメントの実施について

1 宝塚市都市計画マスタープラン(案)

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、総合計画や県が策定する都市計画区域マスタープランに即して市町村が定めなければならない「都市計画に関する基本的な方針」で、土地利用規制や道路整備などの個別具体の都市計画は都市計画マスタープランに即す必要があります。

また、都市計画がその目的の実現に時間を要するものであることから、都市計画マスタープランにおいて、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示す必要があります。

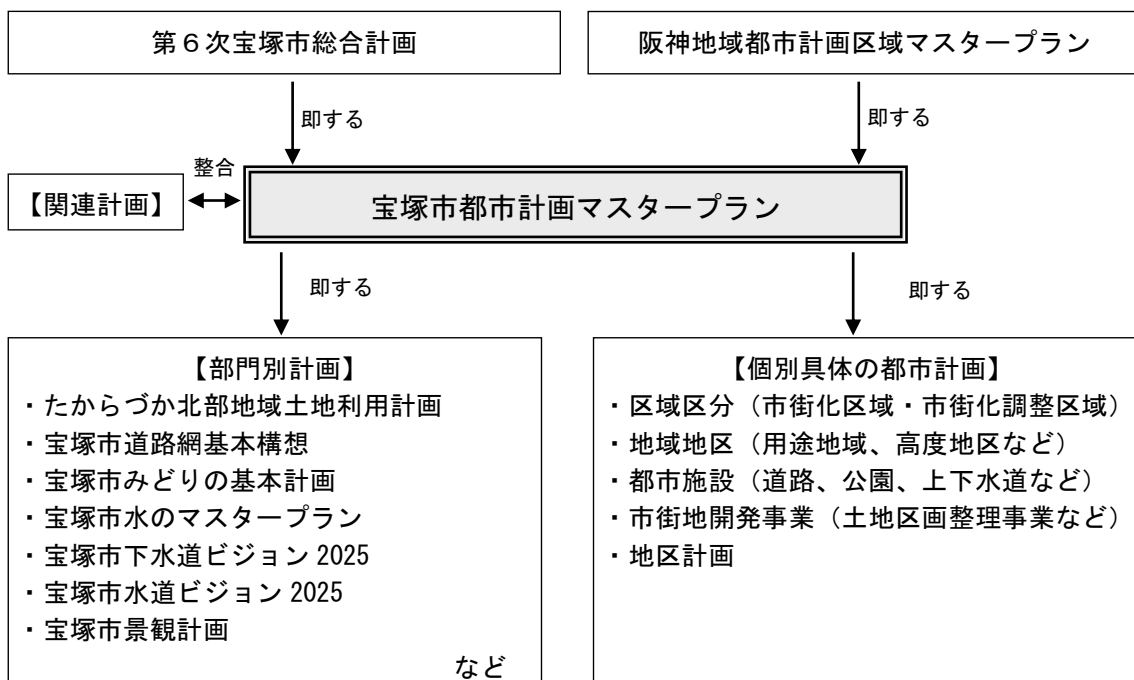
(2) 宝塚市都市計画マスタープラン改定の背景・目的

現行の都市計画マスタープランが令和3年度(2021年度)に計画期間の満了を迎えることから、上位計画の見直しや都市計画に係る潮流などを踏まえ、宝塚市都市計画マスタープランを改定します。

(3) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)の計画期間

令和4年(2022年)から令和14年(2032年)までの概ね10年間

(4) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)の位置づけ



(5) 宝塚市都市計画マスタープラン（案）の概要

「めざす将来都市像」、「めざす都市構造」、「都市づくりの方向」から構成する目標を掲げ、その実現のための方針を5つの部門別に示しています。

都市づくりの目標 (計画(案) 28~34 頁)		
「めざす将来都市像」		
・ 居住環境の継承	・ 文化芸術の醸成	・ 自然環境の共生
「めざす都市構造」		
人口減少や少子高齢化が進行する中でも暮らしやすく、地域の特性に応じた都市づくりを進めながら、鉄道駅周辺に都市機能が集積したコンパクトな南部地域、豊かな自然環境と田園環境を有する北部地域から構成する都市構造を継承します。		
※将来都市構造図は計画(案) 32 頁参照		
「都市づくりの方向」		
・ 多様なライフスタイルが実現できる都市づくり		
・ 住まいとしての魅力が感じられる都市づくり		
・ 様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり		
・ 緑豊かな環境が持続する都市づくり		
・ 安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり		
・ 多様な主体の協働による都市づくり		
都市づくりの方針 (計画(案) 35~51 頁)		
・ 土地利用の方針	・ 市街地整備の方針	
・ 都市施設整備等の方針	・ 都市防災の方針	
・ 都市景観形成の方針		

2 宝塚市立地適正化計画（案）

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、人口減少・少子高齢化が進行する中でも持続可能な都市としていくため、都市再生特別措置法第81条に基づき市町村が作成することができる計画で、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき。医療・福祉施設・商業施設や住居などがまとまって立地するよう誘導し、あらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設へ容易にアクセスできることを目的とした制度です。

立地適正化計画では、一定の人口密度を維持することを目的とした居住誘導区域と

医療・福祉・商業等の施設から市町村が誘導すべきとしたもの（誘導施設）を誘導する都市機能誘導区域を設定する必要があります。

立地適正化計画の公表後は、居住誘導区域外における住宅の建築や都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等に届出が必要になります。

（２）宝塚市立地適正化計画策定の背景・目的

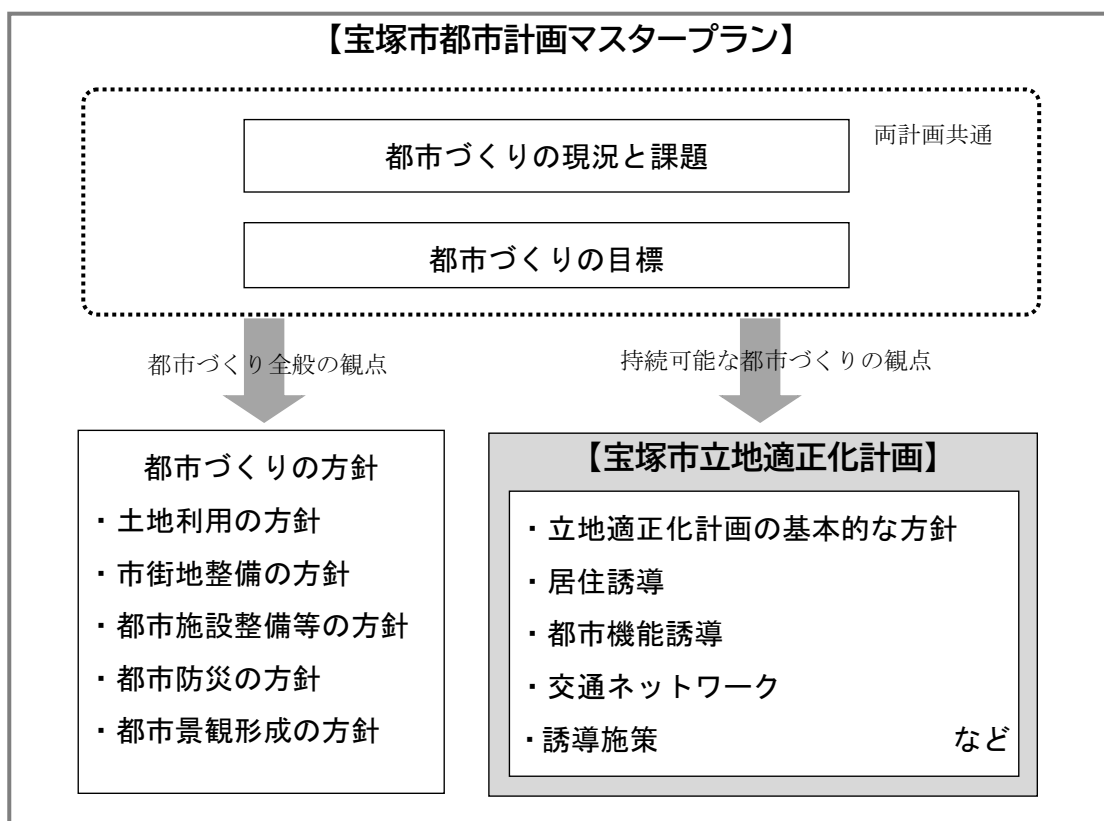
本市では、これまで鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めてきましたが、今後人口減少や少子高齢化の進行が予測されているため、宝塚市立地適正化計画を策定することで、住宅や都市機能の立地に係る将来像を示し、これらを誘導していくことで持続可能な都市づくりを推進します。

（３）宝塚市立地適正化計画（案）の計画期間

令和４年（２０２２年）から令和１４年（２０３２年）までの１０年間

（４）宝塚市立地適正化計画（案）の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法により都市計画マスタープランの一部とみなされます。本市では、都市計画マスタープランの改定に併せて立地適正化計画を策定し、都市計画マスタープランでは都市づくり全般の観点から部門別の方針を定め、立地適正化計画では持続可能な都市づくりの観点から居住誘導や都市機能誘導に関する方針を定めます。



(5) 宝塚市立地適正化計画（案）の概要

立地適正化計画の基本的な目標

(計画(案) 7,8 頁)

「立地適正化計画の目標」

住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市

「誘導方針」

<居住誘導の方針>

宝塚の個性を生かした居住誘導

<都市機能誘導の方針>

地域の特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出

<交通ネットワークの方針>

誰もが移動しやすい環境の形成

居住誘導

(計画(案) 9~16 頁)

コンパクトで良好な環境である現在の市街化区域から、緑の保全と防災の視点から居住誘導が適切でないところを除外して居住誘導区域を設定し、住宅の誘導（維持）を図ります。

※区域図は計画(案) 16 頁参照

都市機能誘導

(計画(案) 17~28 頁)

都市計画マスタープランで拠点として位置付けた鉄道駅や市役所を中心に徒歩による移動のしやすさや用途地域を考慮して都市機能区域を設定し、拠点の特性に応じた誘導施設の誘導（維持）を図ります。

※区域図、誘導施設は計画(案) 19~27 頁参照

交通ネットワーク

(計画(案) 29 頁)

鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」の形成を図り、併せて、多様な主体による移動手段の確保を図ります。

※今後策定予定の地域公共交通計画で具体的方向性を示す

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年（2021年）12月1日 パブリック・コメント（意見募集）
～令和4年（2022年）1月4日
- ・令和4年（2022年）2月 宝塚市都市計画審議会（答申）
- ・令和4年（2022年）3月 パブリック・コメント（結果公表）
策定